

令和3年度伊丹市病院事業会計予算の繰越し使用することの報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、令和3年度伊丹市病院事業会計予算に計上の費目の一部は、年度内に支払義務が生じなかったため、その額を別記令和3年度伊丹市病院事業会計予算繰越し計算書のとおり、令和4年度へ繰り越して使用することとした。

よって、同条第3項の規定により、議会に報告する。

令和4年6月7日提出

伊丹市長 藤原 保幸

令和 3 年度 伊丹市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不 用 額
						企業債	損益勘定 留保資金	
1 資本的支出	1 建設改良費	統合再編基幹病院 整備事業(用地取得)	1,432,160,000	713,048,000	717,752,000	717,700,000	52,000	1,360,000

翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 し資産の購入限度額	説 明
0	物件の移転に遅延が生じ、年度内に用地取得が完了せず、支払義務が生じなかったため